

## 高知県防災対策臨時交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県防災対策臨時交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (交付の目的)

第2条 県は、南海トラフ地震による津波で浸水が予測される地域において、市町村が行う津波避難対策に係る実質的な負担を軽減することにより、新たな津波避難空間の整備を行う市町村が地域の実情に合わせたきめ細かな防災対策を推進するため、市町村に対し予算の範囲内で交付金を交付する。

### (交付対象経費)

第3条 市町村が設置する防災目的基金（基金の処分を防災目的に限定したものをいう。以下同じ。）への積み立てに必要な経費を交付金の交付の対象とする。

### (交付金の交付額の算定対象となる事業費等)

第4条 交付金の交付額の算定対象となる事業費（以下「交付金算定対象事業費」という。）は、市町村が実施し、令和2年度から令和4年度までに事業が完了する次の各号に掲げる事業のうち別表第1に掲げる事業に要する経費から事務的経費を除いたものとする。

- (1) 緊急防災・減災事業債を充当して実施する事業
  - (2) 旧合併特例事業債を充当して実施する事業
  - (3) 公共事業等債を充当して実施する事業のうち、令和2年度以降に予算化した補助事業（国の社会資本整備総合交付金を活用し実施するものをいう。）で南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第13条第1項の規定により国の補助の特例を受けて実施する事業
  - (4) 公共事業等債を充当して実施する事業のうち、令和2年度以降に予算化した補助事業で前号以外の事業
- 2 前項の事業に係る交付金の交付算定額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、当該金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (交付金の交付)

第5条 交付金の交付は、市町村が設置する防災目的基金への積立てが完了した年度に実施する。

- 2 市町村が設置する防災目的基金への積立ては、前条に規定する地方債を借り入れた年度の翌年度に行うものとする。

(交付金の交付の申請)

第6条 市町村は、交付金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による交付金の交付の申請が適当であると認めるときは、予算の範囲内において交付金の交付の決定をし、当該市町村に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付金の交付の申請に係る事項に修正を加えて交付金の交付の決定をすることができる。

(交付の変更)

第8条 市町村は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付金算定対象事業の新設又は廃止する場合
- (2) 交付金算定対象事業の施行箇所の変更する場合
- (3) 別表第1に掲げる事業区分ごとの交付金算定対象事業費を増額する場合
- (4) 交付決定額に対して20パーセントを超える減額をする場合
- (5) その他交付金算定事業の重要な部分に関する変更

2 知事は、前項の規定による変更承認申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該市町村にその旨を通知するものとする。

(概算払)

第9条 市町村は、交付の決定を受けた後、交付金の概算払を第4条に規定する地方債を借り入れた年度の翌年度に請求することができる。

2 市町村は、前項の規定に基づき、概算払の請求をしようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 市町村は、防災目的基金への積み立てが完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第4号様式により知事に報告しなければならない。

(交付金の処分の期限)

第11条 防災目的基金に積み立てた交付金は、基金積立年度の翌年度から起算して10年以内にその全てを処分しなければならない。

(交付金の交付を受けた者の義務)

第12条 市町村は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付金に係る法令、規則、要綱等の規定を遵守すること。

- (2) 交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、市町村が設置する防災目的基金への積立てが完了した年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 防災目的基金に積み立てた交付金は、次に掲げる事業（以下「基金事業」という。）に要する経費に充当する場合を除き、これを処分してはならないこと。
  - ア 市町村が防災のために実施する単独事業
  - イ 市町村が国等の補助制度を活用し防災のために実施する事業（県の補助事業を除く。）
  - ウ その他防災対策に資する事業
- (4) 基金事業により取得した財産は、管理者が適正に管理するとともに、交付金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 基金事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (7) 基金事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 基金事業の実施に当たっては、県が行う契約手続きの取扱いに準じて行わなければならないこと。

（交付金の交付の決定の取り消し及び返還）

第13条 知事は、市町村が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 交付金に係る法令、規則、要綱等の規定に違反したとき。
- (2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって交付金の交付を受けたとき。
- (3) 市町村又は市町村の契約の相手方が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。
- (4) 交付金の交付額の算定対象となる事業において整備した施設、設備等が本来の機能を発揮できなくなった等の理由によって、地方債の繰上償還の必要が生じたとき。

（調査等）

第14条 知事は、必要があると認めるときは、市町村に対して交付金及び防災目的基金の状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（グリーン購入）

第15条 市町村は、基金事業において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第16条 交付金に係る事業及び市町村等に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月15日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金に係る第11条から第14条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第4・8条関係）

<p>交付要件</p>	<p>以下の要件のいずれかに該当し、新たな津波避難空間の整備以外では対応できない地域で、平成28年度以降に津波避難空間の整備に係る計画に変更が生じた地域に限る。</p>
<p>要件区分</p>	<p>ア 避難用担架などの補助具などを活用した避難行動を実施してもなお、要配慮者等の避難が間に合わない地域          イ 幅員の狭い避難路に避難者が集中し想定以上に避難に時間を要し、避難が間に合わない地域          ウ 避難場所までの距離が長く、階段や勾配が急であることから、要配慮者等の避難に時間を要し、避難が間に合わない地域          エ アからウのほか、知事が特に必要があると認めた地域</p>
<p>交付算定対象事業費</p>	<p>交付算定対象事業費は、地方債の起債対象経費のうち以下のとおりとする。</p>
<p>事業区分</p>	<p>①津波避難ビルの整備に係る経費（※1、2）          外付け階段、屋上部の補強及び改良（フェンス等）等          ②津波避難タワーの整備に係る経費（※2）          津波避難タワーの建設、敷地の整備（舗装、排水路、フェンス等）等（既存施設の修繕を除く。）          ③津波避難路、津波避難場所の整備に係る経費          整地、舗装、排水路、階段、照明灯、手すり、防護柵、擁壁、安全柵、誘導灯等          ④ ①から③までの各津波避難施設等の設置に係る用地調査、地質調査、実施設計等、用地の取得及び補償に要する経費          ⑤ ①から③までの各津波避難施設等への自動解錠装置、表示板、照明灯、資機材倉庫、トイレ等の整備に要する経費（既存施設等への整備を除く）          （※1）公共施設又は公用施設に付随するものの工事に要する経費に限る          （※2）公民館など一体となった複合施設については、津波避難施設の建設や津波避難空間として備えておくべき階段や屋上フェンス等の整備のみ対象とする。</p>

別表第2（第4条関係）

交付金算定対象事業費	交付算定額
（要綱第4条第1号） 緊急防災・減災事業債を充当して実施する事業	起債額に100分の30を乗じて得た額の3分の2以内
（要綱第4条第2号） 旧合併特例事業債を充当して実施する事業 ※旧法分（旧市町村合併特例事業）	以下により算出した額の合計額の3分の2以内 ①起債額に100分の30を乗じて得た額 ②充当残（起債対象となる事業費の100分の5）の額
（要綱第4条第2号） 旧合併特例事業債を充当して実施する事業 ※現行法（改正前）分（旧市町村合併推進事業）	以下により算出した額の合計額の3分の2以内 ①起債額に100分の60を乗じて得た額 ②充当残（起債対象となる事業費の100分の10）の額
（要綱第4条第3号） 公共事業等債を充当して実施する事業	以下により算出した額の合計額の3分の2以内 ①財源対策債分（公共事業等債の起債額に9分の1を乗じて得た額から十万円未満を切り捨てた額）に100分の50を乗じて得た額 ②本来分（公共事業等債の起債額から財源対策債分を差し引いた額）に100分の50を乗じて得た額 ③公共事業等債の充当残（起債対象となる事業費の100分の10）の額
（要綱第4条第4号） 公共事業等債を充当して実施する事業	以下により算出した額の合計額の3分の2以内 ①財源対策債分（公共事業等債の起債額に9分の4を乗じて得た額から十万円未満を切り捨てた額）に100分の50を乗じて得た額 ②本来分（公共事業等債の起債額から財源対策債分を差し引いた額） ③公共事業等債の充当残（起債対象となる事業費の100分の10）の額

別表第3（第12・13条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。